

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー参画規約

「TEAM EXPO 2025」プログラム（以下「本プログラム」といいます。）とは、2025年大阪・関西万博（以下、「大阪・関西万博」といいます。）のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGsの達成に貢献するため、多様なセクターが主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す取組みです。

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（第1条(2)に定義します。）は、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー参画規約（以下「本規約」といいます。）に同意した上で、「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（第1条(1)に定義します。）に取り組むものとします。

（用語の定義）

第1条 本規約では次の用語は、当該各号に定める意味で使用します。

(1) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創チャレンジ（以下「共創チャレンジ」といいます。）

大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するため、自らが主体となって未来に向けて行動を起こしている、または行動を起こそうとしている個人、法人、各種団体またはチームの活動

(2) 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創メンバー（以下「共創メンバー」といいます。）

自らが有する人的・物的・財務的資源等を活用して、共創チャレンジに取り組む個人、法人、各種団体またはチーム

(3) 登録情報

共創チャレンジ及び共創メンバーの登録に必要な情報

(4) 知的財産権

著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）

（運営）

第2条 本プログラムは、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「当協会」といいます。）が企画・管理・運営します。なお、当協会は、本プログラムの企画・管理・運営の一部を第三者に委託することがあります。

（登録情報の取扱い）

第3条 当協会は、共創メンバーから登録情報の提供を受けて登録します。

2 個人として共創メンバーに登録する場合は、当協会が運営する2025年日本国際博覧会 会員基盤システム（以下、「当システム」といいます。）を利用して氏名、住所、連絡先、Eメールアドレスその他当協会が定める情報を登録します。

法人、各種団体またはチームとして共創メンバーに登録する場合は、連絡担当者1名を定めた上で、連絡担当者が当システムを利用して法人名等、住所並びに連絡担当者の氏名、住所、連絡先、Eメールアドレスその他当協会が定める情報を登録します。

3 当協会が取得した登録情報の取扱い及び利用は、プライバシーポリシー及び当システムの利用規約に従い管理するものとします。

4 当協会が必要と判断した場合、当協会は共創メンバーまたは連絡担当者から本人確認等の資料の提出を求めることがあります。

(知的財産権)

第4条 ロゴタイプを図案化したロゴマーク（以下「本ロゴマーク」といいます）や当協会が制作したオリジナルのコンテンツに関する知的財産権は当協会に帰属し、知的財産権に関する法令等により保護されます。

(本規約の変更)

第5条 当協会は、次に定める場合には、本規約を変更することができます。

(1)本規約の変更が共創メンバーの一般の利益に適合するとき。

(2)本規約の変更が本規約による合意をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2 当協会は、本規約を変更する場合には、変更の内容及び効力発生日を明示し、効力発生日の相当期間前までに第6条に定める方法により共創メンバーに周知するものとします。

3 前項による本規約の変更に同意しない共創メンバーは、効力発生日まで当協会に対し書面で通知することにより変更後の本規約の適用を排除することができます。

4 本規約は、第2項に定める効力発生日から第2項で周知された内容に変更されるものとします。

(連絡・通知)

第6条 本規約の変更に関する通知その他当協会から共創メンバーに対する周知は、当協会ウェブサイトに掲示その他適切な方法で行い、当協会から共創メンバーに対する連絡または通知は、当システムに登録されたEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行います。

2 当協会が当システムに登録されたEメールアドレスや連絡先に通知を行った場合、共創メンバーは当該通知を受領したものとみなします。

3 本プログラムに関する問合せその他共創メンバーから当協会に対する連絡または通知は、当協会の定めるEメールアドレスや連絡先宛てに通知する方法で行います。

(登録情報の変更、抹消)

第7条 共創メンバーが登録情報の変更または抹消する場合には、当協会の定める方法により当協会に通知する必要があります。

2 共創メンバーからの登録情報の変更または抹消の通知がないために、当協会からの通知その他が遅延しまたは不着あるいは不履行となった場合であっても、当協会はその責任を負わないものとします。

(自己責任の原則)

第8条 共創メンバーは、自らが進める本プログラムの取組みについて責任を負うものとします。

2 当協会は、共創メンバーが本プログラムの取組みにより損害を被りまたは損失を負ったとしても一切の責任を負いません。

3 共創メンバーが他の共創メンバーとの間で相互の共創チャレンジに起因して紛争が生じた場合であっても、共創メンバー間で解決するものとし、当協会は一切関与しません。

4 共創メンバーが本プログラムの取組みに起因して当協会または第三者に損害を与えた場合または共創メンバーが本規約上の義務を履行しないことにより当協会または第三者に損害を与え場合には、共創メンバーは、当協会または第三者に損害を賠償しなければいけません。

(禁止事項)

第9条 共創メンバーは、本プログラムに取り組むに際し、次の行為またはそれらの恐れのある行為、もしくはそれらの行為に該当すると当協会が判断する行為を行ってははいけません。

(1) 取組み内容が本プログラムの趣旨にそぐわない行為

(2) 公序良俗に反する行為、その他法令に反する行為

(3) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会に迷惑、不快感、不利益もしくは損害を与える行為

(4) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の著作権等の知的財産権、肖像権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為

(5) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会の名誉またはブランドイメージを傷つける行為

(6) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を本プログラムの取組み以外で使用する行為

(7) 他の共創メンバーもしくは第三者または当協会から提供を受けた物的・財務的資源等を、他の登録者または他の登録者以外の第三者を介して、複製、販売、出版、頒布、公開並びにこれらに類似する行為

(8) 他の共創メンバーの個人情報・企業情報を収集、蓄積または保存をする行為

(9) 取組みが専ら商業目的(商品・サービスの販売促進を目的とするもの)または資金調達目的(活動の費用を賄うための資金の調達)とする行為

(保証の否認、免責事項)

第10条 当協会は、本プログラムが共創メンバーの特定の目的に適合すること、期待する機能・価値・正確性・有用性を有すること、共創メンバーによる本プログラムの取組みが共創メンバーに適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること、及び不具合が生じないことについて、明示または黙示を問わず何ら保証しません。

(TEAM EXPO 2025 公式ウェブサイトでの情報発信)

第11条 共創メンバーは、別に規定する「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に従い、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト(以下「TE公式サイト」といいます。)からの情報を発信することができます。

2 共創メンバーがTE公式サイトから発信できる情報及び内容は、次の各号のとおりとします。

(1) 共創チャレンジの取組み内容、活動の報告及び参画に関すること。

(2) 本プログラムの趣旨を広く周知すること。

- (3)本プログラム参画者同士の共創促進に寄与すること。
- (4)大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」の実現やSDG s 達成への貢献に寄与すること。
- (5)大阪・関西万博の機運醸成と参加型万博の実現に寄与すること。

(ロゴマークの使用)

第 12 条 共創メンバーは、別に定める「TEAM EXPO 2025」プログラムのロゴマーク使用に関する規約に従い、本ロゴマークを使用することができます。

(当協会による登録抹消事由)

第 13 条 当協会は、共創メンバーが次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告なく直ちに共創メンバーとしての登録を抹消することができます。

(1)反社会的勢力(暴力団員、反社会的勢力、その他これに準じる者を含む。)などの構成員、または資金提供その他を通じて、反社会的勢力等の維持、運営または経営に関与するなど、反社会的勢力と関係があるとき

(2)過去3年以内に、国税及び地方税にかかる滞納処分を受けたとき

(3)その他、法令違反等による行政処分を受けたとき

2 当協会は、共創メンバーが次の各号のいずれかに該当すると当協会が判断し、是正を勧告したにもかかわらず、相当期間内に是正しない場合には、共創メンバーとしての登録を抹消することができます。

(1)共創メンバーの構成または取組みの実施状況が登録内容と明らかに異なるとき

(2)共創メンバーによる共創チャレンジのPR及び情報発信がTE公式サイト等での表現として明らかに相応しくないとき

(3)本ロゴマークの使用方法が前条のロゴマークの使用に関する規約に違反するとき

(4)他のユーザーに成りすます行為など、「TEAM EXPO 2025」プログラム公式ウェブサイト利用規約に違反した目的または状況において使用されているとき

(5)共創メンバー及びその活動が本プログラムに明らかに相応しくないとき

(準拠法)

第 14 条 本規約は、日本法に準拠し、解釈されるものとします。

(裁判管轄)

第 15 条 共創メンバーと当協会との間で紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【付則】(制定・施行)2020年10月9日

改正 2021年4月15日

改正 2021年8月25日